主 文 本件各控訴を棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は弁護人近藤忠孝名義及び弁護人寺村恒郎同近藤忠孝同石野隆春 共同名義の各控訴趣意書記載のとおりであるからここにこれを引用する。これに対 する当裁判所の判断は次のとおりである。

控訴趣意三(2)について。

論旨は捜査官たる警察官がその捜査中に知り得た知識について法廷で証言するのは公務に属するからこれに〈要旨〉対し強談威迫しても刑法第一〇五条ノニの証人威迫罪は成立しないというにあるが、本件においてAは〈/要旨〉Bに対する道路交通法違反被告事件の捜査官であると同時に犯行を現認し審判に必要な知識を有すると認められる者であるから、同人も亦刑法第一〇五条ノニの行為の客体となり得ること正に原判決指摘の通りである。所論は独自の見解であつて採用の限りでない。又刑法第一〇五条ノニの規定が憲法に違反するとも解し難い。論旨は理由がない。

(その余の判決理由は省略する) (裁判長判事 岩田誠 判事 飯守重任 判事 伊東正七郎)